



平成20年(2008年)
1/20
第1152号

発行：小平市
編集：企画政策部
秘書広報課
〒187-8701
小平市小川町二丁目
1333番地
☎042(341)
1211(代表)

市報 こだいら

人口と世帯数 平成20年1月1日現在

◎住民基本台帳登録数	前月比
男 89,109人	32人減
女 89,545人	増減なし
計 178,654人	32人減
世帯数 80,182世帯	28世帯減
◎外国人登録数	4,097人
合計(住民基本台帳登録数+外国人登録数)	182,751人

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.lg.jp

後期高齢者医療制度の保険料試算表

世帯構成		収入(※1)	均等割額	所得割額	合計(※2)
1人世帯	例1	153万円	11,340円 (7割減額)	0円	11,300円
	例2	200万円	30,240円 (2割減額)	30,832円	61,000円
	例3	300万円	37,800円	96,432円	134,200円
	例4	400万円	37,800円	150,500円	188,300円
夫婦 2人世帯	例5	夫 167万円	11,340円 (7割減額)	9,184円	20,500円
		妻 100万円	11,340円 (7割減額)	0円	11,300円
	例6	夫 192万円	18,900円 (5割減額)	25,584円	44,400円
		妻 79万円	18,900円 (5割減額)	0円	18,900円
	例7	夫 200万円	30,240円 (2割減額)	30,832円	61,000円
		妻 79万円	30,240円 (2割減額)	0円	30,200円
	例8	夫 300万円	37,800円	96,432円	134,200円
		妻 79万円	37,800円	0円	37,800円
	例9	夫 400万円	37,800円	150,552円	188,300円
妻 79万円		37,800円	0円	37,800円	

※1 公的年金等の収入です。
※2 100円未満の端数は切り捨てになります。

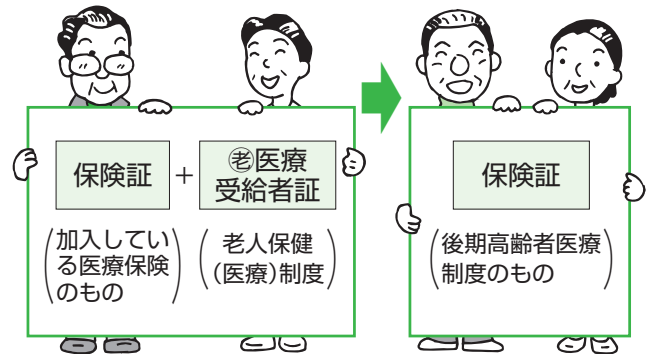
平成20年4月から

後期高齢者医療制度が始まります

病院などの窓口で提示するもの

平成20年3月まで

平成20年4月以降



平成20年4月からは…

- ・窓口での自己負担割合は変わりません。
- ・新しい保険証が1人に1枚交付されます。
- ・原則、保険料率は東京都内で同じになり、保険料は年金から天引きされます。

平成20年4月から、75歳以上の方と一定の障がいのある65歳以上の方を被保険者とする後期高齢者医療制度が始まります。

制度の運営は、東京都内のすべての区市町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が行います。

広域連合の業務

被保険者証(保険証)などの交付、保険料の決定、

平成19年11月の広域連合議会において、保険料などの内容が決まりました。

市の業務

医療の給付事務などです。各種届出の受付、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務、保険料の徴収事務です。

◆「第三者行為による傷病など」とは
交通事故や、傷害事件など、第三者(他人)の行為が原因で負傷したり、病気になったりすることを「第三者行為による傷病など」といいます。

このような場合の医療費は、被害者に過失がない限り、原則として加害者が全額負担することになります。

◆国民健康保険に届け出た
第三者行為による傷病などの治療に国民健康保険

交通事故などの第三者行為による傷病などの治療は届け出を

(国保)を使うときは、問合せ先へ連絡のうえ、届け出をしてください。

国保を使う場合は、本来、第三者(加害者)が負担すべき医療費を国保が一時的に立て替え、あとからその分を加害者に請求することになります。

届け出がないと、国保での確認が遅れ、加害者に医療費を請求することができなくなる場合もあります。

◆交通事故にあったときは
国保に加入している方が交通事故にあい、加害者か

◆示談は慎重に
示談の内容は、国保財政に影響を与えるばかりでなく、被害者への補償にも影響します。国保の医療費は、加入者の保険料から支払われています。この大切な財源を有効に使うためにも、示談を結ぶ前に、必ず問合せ先へ届け出をしてください。

◆医療受給者証をお持ちの方は、高齢者福祉課医療係(市役所1階) ☎042(346)9538へ。
問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529

国民健康保険

◆保険料
保険料は個人単位で、被保険者が等しく負担する「均等割3万7千800円」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割6.56%」の合計額になります。

※保険料の限度額は、年額50万円です。

◆保険料の軽減措置
所得の低い世帯の方は、保険料の均等割額が世帯の所得水準により、減額(7割、5割、2割のいずれか)されます。

※現在、健康保険や共済組合に加入している方の被扶養者の方は、制度加入から2年間均等割額が5割減額されます。

なお、特別措置として、平成20年4月から9月まで保険料負担が凍結され、10月から平成21年3月まで保険料(均等割)が9割減額されます。

◆保険料の納め方
保険料は、原則として、

公的年金から天引き(特別徴収)されます。ただし、年金額が年18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方は、年金からの天引きの対象とはなりません。納付書や口座振替などで納めることとなります。

※詳細については、4月以降にお知らせします。

◆医療給付
現行の老人保健医療制度と同様の医療サービスが受けられます。

◆被保険者証(保険証)
医療受給者証をお持ちの方には、平成20年3月末までに新しい後期高齢者医療制度の保険証(1人に1枚)をお送りします。

※平成20年4月以降に75歳になる方は、満75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に加入することになりますので、誕生日までに新しい保険証をお送りします。

とき	ところ
2月12日(火) 午前10時～正午	小川西町公民館
2月12日(火) 午後2時～4時	中央公民館
2月14日(木) 午後2時～4時	中島地域センター
2月15日(金) 午前10時～正午	東部市民センター

平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度について
市民説明会

※後期高齢者医療制度の準備状況や制度の概要については、広域連合ホームページ「東京いきいきネット」(<http://www.tokyo-ikiiki.net>)をご覧ください。

問合せ 高齢者福祉課医療係(市役所1階) ☎042(346)9538

夜間納税窓口

1月25日(金)に開設

日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。

とき 1月25日(金)
午後5時～8時

7期) ※納付は、1月31日(木)の納期限までにご利用いただけます。

◆市民税・都民税の普通徴収(第4期) ☎042(346)9529

◆国民健康保険税(第4期)

ご存知ですか

市報はホームページでも見ることが出来ます

トップページの左下側にある「便利なリンク」の「市報」をクリックしてください。過去の市報も見ることができます。

☎ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp>

問合せ 秘書広報課 ☎042(346)9505

国民年金

老齢年金を受けている方に源泉徴収票を送付

て、市民への説明会を開催します。

日程 上表のとおり
申込み 当日、会場へ
問合せ 高齢者福祉課医療係 ☎042(346)9538

2つ以上の年金を受けている方や、公的年金以外に所得がある方は、確定申告をする際に必要になりますので、大切に保管してください。

公的年金等の源泉徴収票が2月になっても届かないときや、紛失した場合は、お問い合わせください。

問合せ ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165
(IP電話・PHSをご利用の方は03(6700)1165)、武蔵野社会保険事務所 ☎0422(56)411